

令和3年度(公財)愛媛の森林基金
木工作品製作キット配布事業実施要領

1 趣旨

木材の利活用を促進するため、次代を担う小中学生を対象に、県産材を使用した木工作品製作キット（以下「キット」という。）を提供し、木の良さを啓発することで、県産木材の利用拡大を図る。

2 事業内容

総合的学習の時間やクラブ活動、夏休み自由課題等で木工作品製作に取り組む小中学校へキット（現物）を提供する。

提供を受けた小中学校では、その児童、生徒等が木工作品を製作し、完成後は、各家庭等において実際に使用する。

3 実施主体（キット配布先）

愛媛県内の小中学校、特別支援学校とする。

4 提供するキットの種類及び数量

(1) 提供するキット 本立て、ウッドボックス

(2) 提供するキットの数量 令和3年度提供数 3,600セット程度

(3) 各学校毎の提供数量の上限について

原則として、1名につき1セットとする。（模範用や予備分の申込はお控えください。）

ただし、申込総数が、上記（2）の数量を上回った場合は、過去の配布状況等、申込書の記載内容をもとに、当基金において調整する。

5 事業実施手順等 ※（ ）内は、目安の時期。

(1) 事業実施を希望する小中学校は、事業実施申込書（エクセル）を基金HPのトップページよりダウンロードし、令和3年6月21日(月)(必着)までに以下のメールアドレスへ、データにて提出する。（紙ベースでは受け付けられません。）

メールアドレス：nakahara-kotoko@pref.ehime.lg.jp

基金HPトップページ：<http://www.emk.jp>

(2) 理事長は、提出された申込書の内容を審査し、適当と認めたときは、7月中旬～下旬に配布一覧をメールで送付。

※配布する学校のみ記載。名前のない学校は不配布となります。例年郵送していた決定通知書の送付はありません。

(3) 事業実施決定校へ木工作品製作キットを配布する。（8月初旬～9月下旬目安）

学校は、納品後速やかに、当基金へ納品確認書を提出する。（納品ができ次第5営業日以内）

(4) 事業実施後、小中学校は事業実施報告書をメールで提出する。

(5) 理事長は、事業の実施状況等について、事業実施決定校に対し随時報告を求めることができるものとする。

6 その他

(1) 当事業実施により起きた事故について、当基金では責任を負わない。

(2) その他、事業実施について必要な事項は、理事長が別に定めるものとする。

(3) 事業実施報告書は事業実施後30日以内に、年度末にあつては3月25日までに提出して下さい。

(4) 当事業は、(公社)国土緑化推進機構「緑と水の森林ファンド」都道府県事業の助成金を活用しています。

納品確認書

令和 年 月 日

公益財団法人愛媛の森林基金理事長 様

確認者 所 属

職氏名

⑩

下記の物品について、納品を確認しましたので報告します。

記

1. 納品物品及び数量

令和3年度木工作品製作キット

本立て	セット
ウッドボックス	セット

2. 納品年月日

令和 年 月 日

3. 確認意見

(例)

上記納入物品について確認したところ、数量、規格とも適正に納入されている。

※注意！

提出期限 納品後5営業日以内

事業実施報告書

木工作品製作キット配布事業実施報告書

令和 年 月 日

公益財団法人愛媛の森林基金理事長 様

(事業実施者)

住 所

学校名

氏 名

次のとおり木工作品製作に取り組んだので、報告します。

記

1. 事業の内容

2. 事業の成果

3. 木工キットの難易度について（意見・要望等）

※簡単すぎる、難しすぎるなどご意見ありましたらお寄せください。

(注意事項)

・ 事業実施状況写真を添付してください。写真データのサイズダウン防止のため、写真データはワードに貼り付けないでください、メールにそのまま添付かCD-ROMでご提出ください。

※ご提出いただいた写真は当基金の情報誌等に使用させていただきます。

※メールアドレス：nakahara-kotoko@pref. ehime. lg. jp

・ 本事業に参加した生徒の感想等についても、できる限りお知らせください。